常任委員会の審議から

総務企画委員会

指定管理者制度への移行は 時間をかけて適切に

上野駅に停車中の常磐線電車

問　来年度から指定管理者制度に移行する公の施設はどのくらいあるのか。また、公募・選定手続は。

答　今秋に新設される一施設を含め、計五〇施設が対象。うち、三二施設について公募を行う。選定に当たっては、基本的にプロポーザル方式とし、外部有識者を交えた選定委員会を開く。公募・選定とも時間をかけて適切に行う。

問　青少年の健全育成の環境整備のためには、自販機規制の強化のほか、有害情報を規制すべきではないか。

答　インターネットや携帯サイトから発信される有害情報について、遮断できるフィルタリングソフトの利用などを青少年健全育成審議会で審議していただいたうえで、条例改正につなげていきたい。

問　常磐線の東京駅乗り入れは、利便性の向上や本県のイメージアップにもつながる。見通しはどうか。

答　ＪＲでは、平成二一年度末の供用開始を予定し、現在、環境アセスメントの実施に向けて取り組んでいる。特急は全部が乗り入れるが、中距離電車等については、ＪＲで検討中である。沿線市町村とともに、乗り入れできるよう働きかけていく。

問　県北地域では、携帯電話の利用など情報通信格差がある。また、地上デジタル放送についても格差が生じる可能性がある。これらの格差解消策を伺う。

答　情報通信格差の是正に向けて、市町村とともに事業者等へ働きかける。また、地上デジタル放送の難視聴対策についても補助制度の整備等を国に要望していく。

（ほかに、ＴＸの安全対策、旧畜産試験場の跡地利用なども質問）

環境商工委員会

排水基準超過事業所は 改善指導の強化図る

ご近所の底力再生事業に取り組む鴻巣ひばり落書き消し隊（友部町）

問　「ご近所の底力再生事業」は評判が良く、さらに拡大すべきと考えるが、どのような採択基準となっているのか。

答　小中学校区単位の新規または従来の事業を拡充して取り組む地域コミュニティ活動を対象とし、事業の先進性などについて審査会委員一八名による採点により決定している。

問　排水の基準を超過している事業所に対しては、事業を停止させるなど徹底した対応が必要であると考えるがどうか。

答　現在、文書により、改善期限を定めて指導し、その後状況を確認しているが、すぐには改善されない小規模事業所などもあることから、今後は、総合事務所と連携し、強化を図っていく。

問　サービスの維持を前提に、公の施設の指定管理者制度を積極的に導入すべきであり、ＮＰＯ法人や民間企業が参入できる環境整備が重要と考えるがどうか。

答　民間企業を含め、対象をできる限り幅広く、一般競争的な考え方に立って対応していく。ＮＰＯ法人の参入については、各法人の運営基盤の強化も必要であると考える。

問　県の制度融資を受けるための書類作成が複雑であり、これを嫌って融資を申し込まない中小企業もあるため、相談支援が必要と考えるがどうか。

答　金融機関等による審査のため複雑な面がある。中小企業者に対し的確にアドバイスできるよう関係機関を指導していく。

（ほかに、公共施設の耐震診断の実施、商工会の合併推進なども質問）

保健福祉委員会

工業用水道整備の進め方は 市町村に配慮しながら整備

工業用水事業の水処理施設（沈でん池）

問　無資格者が接骨治療等に類似する行為をしている例が見受けられる。規制と県の監督、取り締まりを強化すべきと考えるが。

答　医業類似行為の法規定が曖昧であるため、定義の明確化を国に要望している。また、健康に害を及ぼすような無資格者の医業類似行為は取り締まっていく。

問　委託施設の指定管理者は全て公募によるのではないのか。施設によって公募しない理由はなぜか。

答　健康プラザは研究事業や個人情報保護の観点から、母子の家は家庭内暴力等の秘密保持の観点から、あすなろの郷は施設統合後であるので、入所者に不安を与えないよう、今回は公募の対象としない。

問　自閉症・発達障害支援センターの実績及び支援モデル事業との連携状況は。

答　福祉、医療、教育、就労など多岐にわたる相談を、平成一六年度開設後二ヶ月で一三八件、一七年度四月・五月で一五七件受けている。教育庁におけるモデル事業も運営の参考とし、関係機関との調整・研修を通じて支援に取り組む。

問　県央工業用水道整備前に暫定で工水を整備した市町村は、県の整備後は減価償却等の負担だけが残る。県の整備の進め方について市町村と対話が必要では。

答　工水は独立採算で進める必要があり、需要がない状態での投資は難しい。市町村に配慮しつつ、企業の立地動向により水量が見込まれた段階で整備したい。

（ほかに、放射線高度医療施設の基本計画及び整備見通し、シルバーリハビリ体操指導士の養成計画と受講環境の改善なども質問）

意見書（要旨）

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

平成一二年の地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任の領域が拡大し、地方議会の役割と責任は一層重要性を増している。

地方議会のさらなる活性化を図るためには、地方自治法の議会に係る権限制約的規定を緩和し、議会と首長との関係の見直しや地方議会議員の役割にふさわしい法的位置付けを明確にする等の制度改正が必要不可欠である。

よって、国会及び政府においては、左記事項をはじめ、先に全国都道府県議会議長会が提出した「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」について、早急に所要の法改正を図るよう強く要望する。

一　議会の自主性・自立性確保と権限強化

（一）議会の招集権を議長に付与すること。

（二）議会に議員を構成員とする内部機関の設置を自由化すること。

（三）議決権を拡大すること。

（四）議会に外部有識者等第三者を構成員とする附属機関の設置を可能とすること。

二　議会と首長との関係

（一）専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。

（二）予算修正権の制約を緩和するとともに、予算の議決科目を拡大すること。

三　議員の位置付け

地方自治法第二〇三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

義務教育費国庫負担制度に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着し、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、政府は、昭和六〇年度以降、国と地方の費用負担の見直しを進め、退職手当及び児童手当等を国庫負担の対象外として、一般財源化を行ってきたところであり、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費についても、一般財源化しようとしている。

さらに、現在国において、義務教育費国庫負担金等の改革の議論がなされ、平成一七年秋までに中央教育審議会において義務教育の在り方を検討し結論を得ることとし、平成一七年度予算は暫定措置として四、二五〇億円を減じ、減額相当分は税源移譲予定特例交付金により措置することとした。

このような変更は、国から地方への新たな負担転嫁を招きかねず、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすおそれがある。

よって、政府においては、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう要望する。

なお、今後、義務教育費国庫負担制度を見直さざるを得ない場合には、地方への税源移譲等を同時に行うとともに、地方への実質的な負担転嫁が生じないよう強く要望する。

増原総務大臣政務官に意見書を提出する石川議長（左）